みやぎ税務会計事務所通信

≪ 2018年8月 ≫



税務の話題

中小企業・個人事業主向け! 適用期間が延長された特例を再確認しましょう!

会計処理上、「当たり前」だと思われているけれど、実は「特例」な2つの取り扱い(規定)があります そして、「特例」というからには、それらは適用期限が決められています。

平成30年度の税制改正により、その期限が延長されましたので、確認をしていきましょう。

《《法人·個人事業主 共通》》

特例 その1 少額減価償却資産の特例

「少額減価償却資産」とは30万円未満の 減価償却資産のことをいいます。

原則として、10万円以上の減価償却資産は、 購入したその期(年)に、取得価額の全額を 費用にすることはできません。

(10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については、 3年間で均等に費用計上することが認められています。)

それが特例として、30万円未満の 減価償却資産については、合計300万円まで、 購入・使用を始めた期(年)に 全額が損金(必要経費)算入できるのです。

(取得金額ごとのまとめ)

30 万円未満	全額 費用計上OK
20 万円未満	3年間で均等に費用計上することもできる
10 万円未満	全額 費用計上OK

※対象:法人⇒「資本金 1 億円以下」「従業員数 1,000 人以下」「青色申告法人」 " 個人事業主⇒「従業員数 1,000 人以下」「青色申告書の提出」

《《 法人のみ 》》

特例 その2 交際費の特例

びっくりなお話しかもしれませんが、 いわゆる大企業では、交際費は全額が損金不算入 (課税所得計算上 費用として認められないこと)です。

> これが、中小法人等は特例で 800 万円までは損金に算入できることに なっているのです。

平成26年4月1日以後開始事業年度からは 大企業でも、飲食接待費の50%までは損金算入が 認められることになっていますが、 中小法人等の800万円は大きな優遇ですね。

なお、この「交際費」には、 一人当たり 5,000 円以下の飲食費は含みません。 (ただし、年月日、出席者全員の氏名・人数、 店名・住所などの記載がなければ、交際費に含みます。)

※対象:「資本金 1 億円以下」等の法人 ,

制度のご紹介

従業員のスキル向上に… 「人材開発支援助成金」

今月ご紹介する助成金は、職業訓練を実施する事業主に 対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成すること により、企業内の人材育成を支援する制度です。

こちらも様々なコースがありますが、一例として以下のコースの 助成率をご紹介いたします。

「一般訓練コース」 経費助成:30%

… 外部講師への謝金など(上限あり)



賃金助成:380 円/時

… 所定労働時間外や休日に実施した訓練は対象外で

なお、助成を受けるためには、訓練実施の1ヶ月前までに 計画について労働局に届け出る必要があります。

ご検討の際は、必ず事前に対象要件などをご確認ください。



** 適用期限 **

どちらの特例も 2020年3月31日まで 延長となりました。

まずは、「損金(必要経費)に入るか」より 「今後につながる使い方」を意識したいですね。

【開催決定!】

第3回 事務所セミナー&交流会 9月20日(木) 18時~ @浦和 毎年ご参加いただいている方も 今年初めての方も、多くの皆さまのご参加を お待ちしております! (詳細は別紙をご覧ください)

> 今月も、裏面にお客さまの ご紹介があります!